

平成18年 6月22日

各 位

神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号
株式会社 テン・アローズ
(コード番号 9885 大証二部)

当社は、平成18年6月28日開催予定の第31回定時株主総会において下記のとおり、定款の一部変更について、付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、経営の機動性、透明性の向上を図るため、委員会設置会社に移行いたしたく委員会および執行役に関する規定を新設するとともに、監査役および監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行うものであります。

また、「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 新たに導入された取締役会決議による剰余金の配当制度、書面取締役会制度、社外取締役の責任限定契約、会計監査人の責任限定契約を採用するための所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (3) 旧商法の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (4) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (5) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

なお、取締役の責任免除および会計監査人の責任免除の新設を議案として提出することにつきましては、全員一致による監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別添のとおりであります。（下線は変更部分を示します）

以 上

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (1)①～⑦ (条文省略) (新 設)</p> <p>第 2 章 株 式 (発行する株式の総数) 第 5条 当社の発行する株式の総数は、84,000,000株とする。 (自己株式の取得) 第 6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第 1項第 2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第 7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 2 <u>当社は 1単元未満の株式 (以下、単元未満株式という。) について株券を発行しない。</u> (新 設) (第 7条第 2項より移項)</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>) 第 8条 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務</u>はすべて<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ当社においては<u>これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第 9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い</u>ならびに<u>手数料</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(目的) 第 2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (1)①～⑦ (現状どおり) <u>⑧造園および園芸用資材</u></p> <p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5条 当社の発行可能株式総数は、84,000,000株とする。 (自己株式の取得) 第 6条 当社は、<u>取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (<u>単元株式数</u>) 第 7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (第 8条第 2項に移項) (株券の発行) 第 8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>は<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権原簿</u>に関する事務はすべて<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類および<u>株主名簿書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権</u>に関する取扱いおよび手数料について</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u></p> <p>毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。 (招集権者および議長)</p> <p><u>第12条</u></p> <p>当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u></p> <p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数により決する。</p> <p>2 商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上により決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u></p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p><u>第12条</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u></p> <p>当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、代表執行役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 代表執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の執行役があたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u></p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権を行使することができる株主の議決権の過半数により決する。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上により決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を会社に提出することを要する。 (議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第16条</u> 当社の取締役は、15名以内とする。 2 取締役に欠員を生じた場合においても法定数を欠かない限り次の定時株主総会まで補欠選任を行わないことができる。 (取締役の選任)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。 3 取締役の選任については、累積投票によらない。 (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> 取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 2 取締役会の決議により、取締役のうちから会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。 3 取締役会の決議により、取締役のうちから最高経営責任者1名、最高経営責任者補佐1名および最高執行責任者1名を選任することができる。 (取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、現任者または前任者の任期の満了すべきときまでとする。 (取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の報酬・退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。 (議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p><u>第18条</u> 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第22条</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会を招集するには各取締役および監査役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>取締役の報酬等は、報酬委員会が定める。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会を招集するには各取締役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役会議長がこれを招集する。 2 取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。 3 前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選任するものは取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかその決議により、取締役会議長を1名選任する。 2 取締役会議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決した旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現行定款	変更案
	<p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1人につき金11,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
	<p><u>第5章 委員会</u> <u>(各種委員会の設置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第30条</u> <u>当会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</u> <u>(委員の選定方法)</u></p>
(新 設)	<p><u>第31条</u> <u>各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>(委員会規則)</u></p>
(新 設)	<p><u>第32条</u> <u>各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める委員会規則による。</u></p>
	<p><u>第6章 執行役</u> <u>(執行役の員数)</u></p>
(新 設)	<p><u>第33条</u> <u>当会社の執行役は、7名以内とする。</u> <u>(執行役の選任)</u></p>
(新 設)	<p><u>第34条</u> <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u> <u>2 代表執行役は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。</u> <u>(執行役の任期)</u></p>
(新 設)	<p><u>第35条</u> <u>執行役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u> <u>(役付執行役および権限・分掌)</u></p>
(新 設)	<p><u>第36条</u> <u>取締役会は、その決議により、執行役会長 1名、執行役社長 1名、執行役副社長 1名、専務執行役および常務執行役を若干名定めることができる。</u> <u>2 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。</u> <u>(執行役の報酬等)</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>第37条</u> <u>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</u> <u>2 執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該兼務に係る報酬等についても同様とする。</u> <u>(執行役の責任免除)</u></p>
(新 設)	<p><u>第38条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
	<p><u>第7章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第39条</u> <u>当会社は、会計監査人を置く。</u> <u>(会計監査人の選任)</u></p>
(新 設)	<p><u>第40条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u></p>
(新 設)	<p><u>第41条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u></p>
(新 設)	<p><u>第42条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。</u> <u>(会計監査人の責任免除)</u></p>
(新 設)	<p><u>第43条</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金44,000,000円以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役の数)</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>第25条</u> <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> 2 <u>監査役に欠員を生じた場合においても法定数を欠かない限り、次の定時株主総会まで補欠選任を行わないことができる。</u> <u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第26条</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u> <u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第27条</u> <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべきときまでとする。</u> <u>(監査役の報酬および退職慰労金)</u></p> <p><u>第28条</u> <u>監査役の報酬・退職慰労金は、株主総会において定める。</u> <u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第29条</u> <u>監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の3日前に通知を発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第30条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u> <u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第31条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第6章 計 算 (営業年度)</p> <p><u>第32条</u> <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u> <u>(利益配当金)</u></p> <p><u>第33条</u> <u>利益配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第8章 計 算 (事業年度)</p> <p><u>第44条</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(剰余金の配当等)</u></p> <p><u>第45条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> 2 <u>当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第34条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9月30日</u> <u>最終の株主名簿に記載または記録された株主また</u> <u>は登録質権者に対し、商法第 293条ノ5の規定によ</u> <u>る金銭の分配（以下中間配当という。）を行うこと</u> <u>ができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第35条</u> <u>利益配当金および中間配当金が支払開始の日か</u> <u>ら満 3年を経過しても受領されないときは、当社は</u> <u>はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払配当金には利息をつけない。</p>	<p><u>録質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、</u> <u>配当金という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>3 当社は、会社法第459条第 1項各号に掲げる</u> <u>事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第46条</u> <u>配当金が支払開始の日から満 3年を経過しても</u> <u>受領されないときは、当社はその支払義務を免れ</u> <u>るものとする。</u></p> <p>2 未払配当金には利息をつけない。</p>